

# 広報 てらどまり

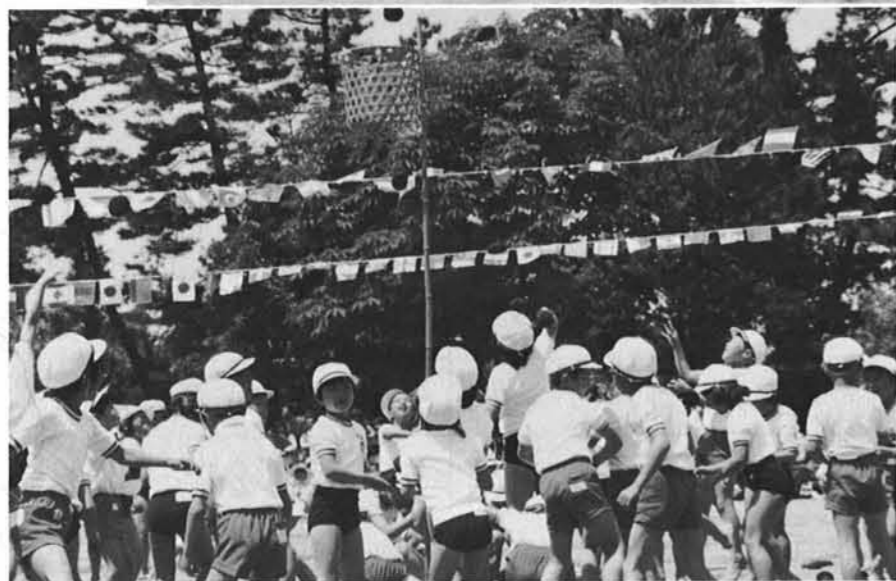
1982  
**6/10**  
No.94



初夏の日ごしの様子  
小学校や各地区で  
運動会がさかんに行われています



熱戦をくりひろげる  
小学校の運動会



〈人口の動き〉 昭和57年6月1日現在 人口13,413 (男 6,508 女 6,905) 3,078世帯  
( )内は前月比 (-10) (-6) (-4) (+6)  
新潟県三島郡寺泊町役場発行 電話(025875)3111・総務課編集

## 食生活改善のごことは 推進員にご相談ください

「健康づくりは主婦の手から」と言われているように、健康づくりに食生活が重要なポイントになります。町では昨年度、与板保健所と共催して、町民の食生活を改善推進するために、推進員を養成する栄養教室を開催し、次の方々が栄養の知識、家庭の食事、調理実習などを修了され、本年度から町民の健康づくりの手助けをして頂くことになりました。

毎日の食生活の改善について、お気軽に推進員にご相談ください。

- 食生活推進委員(敬称略)電話
- 原山 しい 金 山 三五七一
  - 長谷川 栄子 松沢町一 二五四七
  - 中元 嘉津子 小川町 四四五八
  - 平野 敏子 上荒町 二五七三
  - 小林 栄子 片町 四五二七
  - 松田 千恵子 大町 二二一六
  - 柳下 明美 荒町 二三四三
  - 河野 キセ 坂井町 四六〇二
  - 能登 シズイ 磯町一 四六五四
  - 岩富 ヒデ 白岩二 四六八一
  - 小林 トヨ 港町 二三八七
  - 関根 澄子 田頭 三三七四
  - 小越 三子 夏戸 三六四二
  - 佐藤 トシ 夏戸 三六五七
  - 鈴木 小菊 年友 三三五七
  - 和田 ミタ 本山 三九四五
  - 吉井 ハナ 荒谷 二七六六

## 世帯更生資金をご利用ください

この制度は、地域の担当民生委員を通じ、低所得者世帯や身体障害者世帯に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的に、各種資金を低利で貸し付ける、資金貸付制度です。

資金の借入れを希望する方、詳しい内容を知りたい方は、地区担当民生委員、もしくは役場住民課内社会福祉協議会事務局へおたずねください。

### 貸付条件一覧

資金の種類	貸付限度	据置期間	償還期限	備考	
更生資金	生業費	以内 800,000円	以内 1年	以内 7年	貸付限度 特に必要と認められる場合 1,600,000円以内
	支度費	65,000円	6月	6年	貸付限度 特に必要と認められる場合 110,000円以内
	技能習得費	月12,000円			貸付期間 3年以内
身体障害者更生資金	生業費	800,000円	1年	9年	貸付限度 特に必要と認められる場合 2,000,000円以内
	支度費	65,000円	6月	8年	貸付限度 特に必要と認められる場合 110,000円以内
	技能習得費	月12,000円	1年		貸付期間 3年以内
生活資金	月44,000円	6月	6月	5年	貸付限度 特に必要と認められる場合月67,000円以内 貸付期間 技能習得又は療養資金借受中
福祉資金	140,000円	6月	6月	3年	貸付限度 出産費 65,000円以内 葬祭費 97,000 〃 転宅費 60,000 〃
住宅資金	850,000円	6月	6月	6年	貸付限度 災害により特に必要な場合 1,200,000円

## 大河津橋通行規制のお知らせ

一般国道一六号線大河津橋の老朽化に伴い、次のとおり通行規制がこなわれています。朝夕は渋滞が予想されますので与板橋や渡部橋、野積橋などをご利用ください。

- 規制内容 片側交互通行
- 規制期間 昭和57年6月1日～同年12月10日(25日間)
- 規制時間 終日(24時間)

※ 自転車道、歩道は規制がありません。

## 越後線の列車ダイヤが一部変更

越後線のCTC(列車集中制御装置)化工事が完了し、五月三十一日から使用開始されておりますが、これに伴い左記のように列車ダイヤが一部変更になりました。

大河津駅発車時刻表		越後線下り		越後線上り	
列車番号	発車時刻	列車番号	発車時刻	列車番号	発車時刻
一六D	二・四七	一〇〇	二・四一	一〇〇	二・四一
一五D	二・四〇	九〇	二・三三	九〇	二・三三
一四D	二・三三	八〇	二・二五	八〇	二・二五
一三D	二・二六	七〇	二・一七	七〇	二・一七
一二D	二・一九	六〇	二・一〇	六〇	二・一〇
一一D	二・一二	五〇	二・〇二	五〇	二・〇二
一〇D	二・〇五	四〇	二・〇五	四〇	二・〇五
九D	二・〇〇	三〇	二・〇〇	三〇	二・〇〇
八D	一九・五五	二〇	一九・五五	二〇	一九・五五
七D	一九・五〇	一〇	一九・五〇	一〇	一九・五〇
六D	一九・四五	〇	一九・四五	〇	一九・四五
五D	一九・四〇		一九・四〇		一九・四〇
四D	一九・三五		一九・三五		一九・三五
三D	一九・三〇		一九・三〇		一九・三〇
二D	一九・二五		一九・二五		一九・二五
一D	一九・二〇		一九・二〇		一九・二〇
吉田(変更)					

**ご寄付ありがとうございました**

五月二十八日に大河津中学校PTA、大河津小学校PTA、山ノ脇小学校PTA、五社婦人会の各代表の方々が役場を訪れ、中島町長に現金七万三千六百元を寄付されました。これは、五月十七日に大河津中学校体育館で上映された「典子は、今」の

映写会の還元金で、社会福祉事業に役立ててほしいと寄付されたものです。

大河津地区PTA及び五社婦人会の善意に感謝し、社会福祉のために大切に使用させていただきます。

**交通安全指導の充実のために  
交通安全指導車を配備**

本町の交通安全指導を推進するための一環として、このたび指導車が購入配備されました。この交通安全指導車は、排気量二百CCの小型乗用車で、色は白黒のパトカー仕様、出力二十Wの広報装置と赤色回転灯が備え付けられており、幅広い活動が期待されます。

今後、各種交通安全運動や交通安全教室など各種の交通安全指導の場に活用して、本町における交通事故の発生阻止に役立てていきます。



交通安全指導車

**一児童手当を受けている方へ  
6月は現況届けの  
提出期間です**

児童手当の支給を受けている方は、6月1日から30日までの間に「児童手当現況届」を役場に提出することになっています。

現況届けは、引き続き児童手当を受けるための大切な手続きです。

この現況届けは、受給者の前年の所得の状況と、6月1日現在での児童養育の状況などを確認するために提出していただくものです。

もし、この届けを出さないと、引き続き受給できる資格があっても、6月分以降の児童手当の支払いを受けることができなくなりますから、必ず期限までに提出してください。

児童手当の内容や届け出の手続きなど詳しいことは、役場住民課におたずねください。



**貸し手農家に奨励金交付  
便利な農用地利用増進事業**

町では、農地の流動化と有効利用をはかるため、農用地利用増進事業を実施しております。

耕地が少ないため耕作規模を縮小される方や、自立農家をめざして機械や施設の効率的利用をはかるために規模の拡大を求められる方は、手続きが簡単で、安心して農地を貸し出すことができます。この制度をご利用ください。

この事業の特色は、第一に、利用権の存続期間を一年から三年程度とした、無理のない期間を定めていることです。第二に、個々の契約について農地法の許可を不要とするともに、農地法の所有限制や、契約期間が満了して農地を返してもらうときの許可などを適用しないことです。したがって、契約期間が満了すれば離作料の問題もなく、確実に返還されます。

この制度を利用される方は、八月末日までに、利用権設定の申立書を町農業委員会に提出してください。くわしい内容を知りたい方は、農業委員が役場農林水産課又は農業委員会事務局にお問い合わせください。

○田の10アール当り標準利用料

区分	金額	米現物換算
平場10アール当り	50,300円	167kg (約2俵3斗)
中間10アール当り	41,300円	137kg (約2俵1斗)
山間10アール当り	32,300円	107kg (約1俵3斗)

○流動化奨励金の額

利用権設定期間	金額
3年以上6年未満	10アール当り 10,000円
6年以上	10アール当り 20,000円

**町長選挙  
投票日 7月11日**

任期満了に伴う町長選挙が七月四日告示、七月十一日投票に決まりました。四年間町政をゆだねる大切な選挙ですので、あなたの大切な一票をムダにすることなく、キケンしないで投票しましょう。

**《投票できる人》**

寺泊町に住所のある人は投票できますが、次の場合には例外の取り扱いとなりますのでご注意ください。

○転入した人  
他の市町村から転入した人で昭和五十七年四月二日以前に転入届けをし、引き続き寺泊町に住んでいる人は投票できます。

○転出した人  
町長選挙の場合は、投票日まで寺泊町から転出した人は投票できません。

○二十歳になる人  
昭和三十七年七月十二日以前に出生して、引き続き寺泊町に住んでいる人が投票できます。

○転居した人  
昭和五十七年五月二十四日まで不在者投票のできる期間は、昭和五十七年七月四日から七月十日までの七日間です。

時間：毎日午前八時三十分から午後五時までです。出稼ぎ、旅行、入院などで選挙当日投票のできない人は、不在者投票を行ってください。町長選挙の場合は、不在者投票のできる期間が短いので、早めに投票用紙等の請求をしてください。投票用紙等の請求は告示日前でもできます。

なお、大河津地区の人は大河津支所でも不在者投票ができます。

**不在者投票**

不在者投票のできる期間は、昭和五十七年七月四日から七月十日までの七日間です。

時間：毎日午前八時三十分から午後五時までです。出稼ぎ、旅行、入院などで選挙当日投票のできない人は、不在者投票を行ってください。町長選挙の場合は、不在者投票のできる期間が短いので、早めに投票用紙等の請求をしてください。投票用紙等の請求は告示日前でもできます。

なお、大河津地区の人は大河津支所でも不在者投票ができます。

**立候補届出期間**

●7月4日・5日の2日間です。

なお、受付時間は8時30分から午後5時までです。

“活力と魅力のある町づくりに  
大切なあなたの一票を”

**立会演説会日程(予定)**

月日	会場	時間
7月7日	夏戸小学校	午後3時30分
7月7日	大河津中学校	午後7時30分
7月8日	野積小学校	午後3時30分
7月8日	本山小学校	午後7時30分
7月9日	寺泊町体育館	午後7時30分

**選管へのお問い合わせ**

電話 寺泊2085(6月28日より)  
又は寺泊3111(役場へ)

# 寺泊町交通安全特別運動

## スリーマンズキャンペーン実施

七月一日～九月三十日

- 夏の交通事故防止運動  
七月二十一日
- 八月二十日
- 交通安全県宣言二十周年記念  
県民総ぐるみ運動  
七月二十二日
- 秋の全国交通安全運動  
九月二十一日
- 九月三十日

県下の全市町村で、各種交通安全対策を推進し、住民の交通安全意識の高揚と交通事故防止を図る



ダミー人形による衝突実験

○交通弱者(特に夏休み中の子ども)の事故防止  
昨年は、夏休みが始まったばかりの時期に、小学生による飛び出し事故と自転車の事故が続けて発生しています。  
夏休み中における子どもの交通事故防止のために、家族で充分注意し合い、特に母親は細心の注意を注いでください。

○飲酒運転、無謀運転の防止  
海水浴や旅行による交通量の増加や、暑さによる疲労、飲酒などによる交通事故が増加する時期です。飲酒運転は絶対にしない、させないはもちろんのこと、スピード

ドの出し過ぎや無理な追越しなどはしないように、安全運転に心がけてください。

○暴走族の追放  
近年大きな社会問題となっている暴走族は、悪質凶悪化の傾向を強めています。  
暴走族問題は単に交通取り締まりや検挙の強化だけでは解決することはできません。青少年の健全育成を中心とした幅広い対策が必要で、適齢青少年のいる家庭での、親の無関心、放任が大きな原因であることを再認識し、家庭での話し合いを通じて暴走行為をしないよう指導をしてください。

○シートベルト・ヘルメット着用の推進  
シートベルトの着用については運転者の八十%以上の者がその効果を認めているにもかかわらず、「面倒だから」「煩わしい」「窮屈だから」などの理由により着用しない人が多いのが現状です。  
シートベルトは自動車乗車中の交通事故による被害を軽減するためには最も簡便で、しかも効果的な方法ですので必ず着用するよう習慣づけてください。また、最近原付バイクによる事故が増えていますので、ヘルメットを必ず着用してください。

## 町税は納期内に納めてください

○町税納期一覧表(57年6月以降)

税目	期別	納期
固定資産税	二	七月十六日～七月三十一日
	三	十二月十六日～十二月二十五日
	四	二月十六日～二月二十八日
町県民税	一	六月十六日～六月三十日
	二	八月十六日～八月三十一日
	三	十月十六日～十一月一日
	四	一月十七日～一月三十一日
国民健康保険税	二	六月十六日～六月三十日
	三	八月十六日～八月三十一日
	四	十月十六日～十一月一日
	五	十二月十六日～十二月二十五日
	六	二月十六日～二月二十八日
	六	六月十六日～六月三十日

## 危険な北浜線の路上駐車

本町の上田町から磯町一に通ずる北浜線を利用する通行車両が最近増えてきました。北浜線は幅員が狭いうえに、交差点・T字路が多くあるために、出合いがしらの衝突事故などが発生しています。そのうえ路上駐車が多く、日曜日などはスムーズに通行できない状態です。路上駐車は他の通行車両の障害になりますので、絶対にしないようご協力ください。  
なお、現在は駐車禁止規制は実施されてはおりませんが、道路交通法第四十五条の無余余地駐車違反により取り締まりを受けることとなりますので、路上駐車をしないようにしてください。

## 国保加入者のみなさんへ

### 交通事故にあつたら 役場へ届け出を

交通事故や傷害事故などで、加害者から受けた傷病の治療費は、加害者が負担することになっていきます。しかし、届け出があれば国保で治療が受けられます。この場合、加害者が支払うべき医療費について、国保が一時的に払いをして、後日被害者にかわって加害者に請求することになりますので、事故にあつたら役場国保係に届け出てください。

### みんなで美しい環境づくりを

夏が近づき、ゴミの搬出量が増えてきました。そして、ハエ、ゴキブリやネズミなどの衛生害虫の活動も盛んになってきました。ゴミ箱の周辺は衛生害虫の格好のエサ場となります。ゴミ箱はゴミ捨て場ではありませんので、常に清潔にしておいてください。また、最近環境問題が全国的に論議されています。当町でも海岸や川河などへのゴミの不法投棄の跡が見受けられます。不法投棄は法律で処罰されますので、絶対に



事故

行わないようにしてください。そのような現場を見たら、役場や警察へ連絡してください。  
皆さんの小さな心がけが、清潔で住み良い町をつくる第一歩となりますので、ご協力をお願いします。

### 燃えるゴミと危険物は 区別して出してください

最近、燃えるゴミの中に、空缶などの危険物を混入させたまま出す人があり、困っています。危険物は、焼却炉を損傷するため、このようなゴミは収集しませんが、きちんと区別して出してください。

### フッ素とは?

今回は予定を変えて、去る四月二十日に東京都八王子市の歯科医院で起った、治療中における患者の死亡事故について説明いたします。

## 歯のはなし ③

寺泊町国保診療所 歯科医長 富井 康 年

今回の事故は、むし歯予防薬のフッ化ナトリウム溶液とまちがえて歯科技工(入れ歯を作ること)に使うフッ化水素酸液を口の中に浸した

ことによつて起こりました。これは、のどのうがいをするときに、食塩水(塩化ナトリウム液)とまちがえて、便器などの掃除に使う塩酸液(塩化水素酸液)でうがいをした

のと同じようなまちがいです。ですから、何か起こらない方が不思議なくらいです。

むし歯予防薬のフッ素は、正確にはフッ素(F)とナトリウム(Na)がくっついてできたフッ化ナトリウム(NaF)のことをいいます。

を溶かすフッ素は、正確にはフッ素(F)と水素(H)がくっついてできたフッ化水素(HF)のことをいいます。このフッ化水素を水に溶かしたものがフッ化水素酸液です。

むし歯予防に使われるフッ化ナトリウムは安定した物質で、実際には使用方法に応じて、水でうすめたものが使われています。一方のフッ化水素は十九・四度Cで気体になるような、たいへん不安定な物質です。そして植物を枯らしてしまつような毒性をもっています。同じフッ素の化合物(フッ素と結びついたもの)でも、結びつく相手がナトリウム(Na)であるか水素(H)であるかで、その性質には天と地ほどの差があります。



ここで、むし歯予防薬のフッ化ナトリウムと今回の事故のもとになった歯科技工に使うフッ化水素の違いがおわかりいただけただろうと思います。ですから、現在むし歯予防に使われているフッ素すなわちフッ化ナトリウムについては少しも心配ありません。私自身、医療の最前線で働く一人として、このような事故を起すことのないよう、細心の注意をはらっています。

一方、今回の事故の原因となった歯科技工に使われ、ガラス